

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	警察庁	デジタルゲーム機を風営法6号機からの除外適用		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和23年公安委員会規則第1号)第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて客の射心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業(賭博等の営業)を営むるものなどを除く。を風俗営業として規制の対象としている。	自動集計機能および結果表示モニター付きデジタルゲーム機を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第一章第二条第8号から適用除外すること	C	III-IV	矢の的的位置に於いて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルゲームは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当する。当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該遊技について賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良な風俗を害するおそれがあることから、認められない。	前回の貴庁回答は、遊技を維持する店舗形態に着目しているところ。ゲーム機がデジタルゲーム(自動集計)されることにより、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当する。当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該遊技について賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良な風俗を害するおそれがあることから、認められない。	C	一部E	III-IV	風営適正化法では、遊技設備の内容のみに着目して規制の対象としているのではなく、営業の形態に着目して、法令の規定又はその解釈により、法の目的に照らした必要最小限の規制をしている。例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2台のデジタルゲームが設置されているとしても、既に規制の対象となるわけではなく、店舗内において定める風営適正化法第23条第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しないとしている。このような形態以外のデジタルゲームを備える店舗等において客に遊技をさせる営業については、「制度の現状」でも記載したとおり、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良な風俗を害するおそれがあることから、構造改革特区として対応することはできない。		1 0 0 3 0 1 0	個人	熊本県	警察庁
010020	警察庁	「地域社会の福祉に貢献する」21世紀のばらばらビジネスモデル。ばらばら営業店内に「買玉・買メダル送却所を設置(自然でシンプル)な方式」		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号及び第2号	ばらばら営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法においては、ばらばら営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	ばらばら営業店による社会貢献活動の推進。ばらばら営業店内にばらばら営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO等)による、買玉・買メダル送却所の設置を行い、遊技客が簡単に解りやすく、安心安全な店内で「買玉・買メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	C	I	ばらばら営業店において遊技客の買玉がメダルで現金で買い取れることは、ばらばら営業に於いて現金が賞品として提供されることと同一であり、当該営業について著しく客の射心をそそるおそれが生じることにも、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。		C	I	1 0 0 7 0 0 1 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			
010030	警察庁	世界に認められる、21世紀のばらばらビジネスモデル。ばらばら営業店が遊技客に貸し出しを行う「買玉・買メダル」の最高限度額を定める。		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和23年公安委員会規則第1号)第35条第1項第2号	ばらばら営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法においては、ばらばら営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてばらばら遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えること等の規制がなされている。	「買玉・買メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば、現在の買玉・買メダル1個につき4円、買メダル1枚につき20円をそれぞれ「買玉・買メダル」金額、それぞれ、買玉1個につき1円(現在の25%UP)、メダル1枚につき25円(現在の25%UP)を超えることに改定する。	C	I-III	ばらばら営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく客の射心をそそるおそれが生じることから、認められない。		C	I-III	1 0 0 3 7 0 0 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			
010040	警察庁	ばらばら営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和23年公安委員会規則第1号)第35条第3項	ばらばら営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法においては、ばらばら営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ばらばら営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の最高限度額に関する基準を3万円を超えないこととする。	C	I-III	ばらばら営業に係る賞品の最高限度額の引上げについては、当該営業について著しく客の射心をそそるおそれが生じることから、認められない。		C	I-III	1 0 0 3 7 0 0 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			
010050	警察庁	ばらばら営業店における賞品として、地域振興券の提供を認める		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号	ばらばら営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法においては、ばらばら営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ばらばら営業店が遊技の結果に応じて、地元商店街を応援する為に、地域を限定した商品券及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することが出来る。	C	I	ばらばら営業に係る商品として、有価証券に該当する商品券の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射心をそそるおそれが生じることにも、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。		C	I	1 0 0 3 7 0 0 4 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			

管理コード	府省庁名	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁							
010080	警察庁	ばちんこ営業店における食品として、宝くじの提供を認める	ばちんこ営業店の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号	ばちんこ営業は、香に遊技球又は遊技メダルを賞出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて香に賞品を提供する営業であること。その営業の形態によっては客の射率を著しくそそおそれがあるため、風俗適正化法において、ばちんこ営業を営むとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会長の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ばちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじ賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大衆娯楽に発展したばちんこは、戦後より楽に大勢のファンを得て現在に至っています。「ばちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、対立感(宝くじ)をなくし、当せん金引当金以上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業に使用されることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展することが可能になります。	C	I				C	I		1037050	株式会社 玉越	愛知県	警察庁								
010070	警察庁	風俗法の規制対象業種に対する営業規制の緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第13条第1項及び第2項、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条第2及び第8条	風俗営業等は、午前零時(都道府県が習慣的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日)あつては午前一時(都道府県が習慣的行事その他の特別な事情のある地域として当該条例で定める地域)は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日あつては午前一時(都道府県が習慣的行事その他の特別な事情のある地域として当該条例で定める地域)は午前一時から日出時までの時間において、その営業を営んでならないとする営業の禁止規定を緩和。	現在、風俗法が第十三条第一項で定める「風俗営業等は、午前零時(中略)から日出時までの時間においては、その営業を営んでならないとする規定を緩和し、消費者による経済活動の活性化および、規制緩和による新たな投資誘引とその先にある街づくりを目指す。	提案理由 現在、風俗営業種に課された娯楽営業の禁止は、国民の夜半以降の経済活動を不要に制限しているのみならず、風俗営業を営む事業者の収益性を著しく低下させている。同時に本規制は風俗営業種における投資回収率の低下を招いており、同産業への新規参入や設備投資の機会を著しく阻害している。また夜間の娯楽産業の活性化は夕刻～夜間や観光客、夜間営業種別の飲食系系、娯楽産業など周辺産業に対して経済波及をもたらす。 一方、風俗営業の娯楽営業を営む現在の規制は、国民のライフスタイルの変化において、その生活様式が変化している。従って、各地方自治体において「夜の賑わい創出」が観光振興や街づくりの観点から大きな課題となっており、むしろ夜の経済活動を積極的に推進しようとする政策は、地方共により多く見られる。 代替措置 同条第二項の政令で定める基準に換えて条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限するところをその規制とし、地域の事情に合わせて地方自治体が風俗営業の営業時間規制を弾力的に運用可能なものとする。厳格運用と機動的な緩和が進む風俗行政を促した上、近年、法の見直しを求める請願等を採択する地方議会が増加している。そのような地域の声が、制度に反映されるようにより求めるのが本改正案の趣意である。	C	I-II	深夜は、一般的には社会生活を営む人々の静穏を確保すべき時間帯であり、また、健康と異なり、ともすると睡眠を妨げやすく、社会の中の制御機能も弱くなり、風俗の問題が深刻しやすい時間帯である。実際に、違法に営まれている風俗営業に関しては、騒音・酔客のい集や酔客による通行障害とトラブル、店内外における客間士の傷害事件、未成年者の出入り等の問題が発生している。したがって、風俗営業の娯楽営業に限り全面的に適用される一定の規制は引き続き必要である。 なお、風俗適正化法第13条第1項は、風俗営業の営業時間について、原則として午前零時までとする。特別な事情のある地域として都道府県条例で定める地域においては午前一時まで、習慣的行事その他の特別な事情がある日として都道府県条例で定める日については地域を限って午前一時以降も営業を営むことができることとしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、現状の特例措置が娯楽種と判別するものに必要と認め、地方自治体が転換したり原状を起しても、すぐにロボットがシャットダウンする機能も備えている。安全性や歩行者との視認性・加齢など考えているが、あとどれだけの規模や内容の実験を行うかという点も検討したい。娯楽型営業種と遊技型ロボットの適用化は政府の「日本再興戦略」における重点分野であり、我が国の競争力強化の観点からも早急に適用化に向けた実験を行う必要があるため、保安委員会設置基準の緩和を再考していただきたい(詳細別添付)	第22次に示された同様の提案(管理番号1016010)への回答にて、責任は周辺住民から寄せられる規制強化要望や規制緩和に反対する意見を緩和の一つとして再提案を不採用としたが、現在、規制改革委員にて行なわれる検討は地域商店街から風俗法改正の要望も持ち込まれており、責任に寄せられる意見のみが地域を代表するものではない。一方、渋谷区、世田谷区、町田市、福岡市等においては既に風俗法改正の要望が議会決議されており、むしろ市長の代表となれる議会の議決がその地域の声を代表するものである。これら自治体を中心に社会実装としての風俗法改正を導入する場合、責任ご指図の懸念は不要と思われる。															
010080	警察庁	娯楽型移動支援ロボットの追加規制緩和	道路交通法(昭和35年法律第106号)第77条	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのある行為を行う者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 構造改革特区特定事業105(106-107)・1222「娯楽型移動支援ロボット公道実証実験事業」については、「娯楽型移動支援ロボット」の公道実証実験事業に関する特例措置として、「平成24年12月27日付警察庁丁文令第177号(丁発第92号)」により当該許可対象行為と定めるとともに、その取扱いに関する基準は「娯楽型移動支援ロボットの公道実証実験(特区における道路使用許可の取扱いに関する基準)」(平成24年11月一部変更)で定められている。	娯楽型移動支援ロボットの公道実証実験を行うに当たっては、保安委員の配置が義務とされている。平成21年11月付「娯楽型移動支援ロボットの公道実証実験(特区における道路使用許可の取扱いに関する基準)」(平成24年11月一部変更)の目的は、保安委員の配置無しでの実社会における実証実験の目的であったが、実施要件の強化により保安委員の配置が強化された。その条件のもと、平成23年6月から約2年半、約39,000台を超える公道実証実験を行った。一定のロボットについては十分な安全性を確認できたため、それらのロボットの試験中は保安委員の配置要件を緩和していただきたい。	【提案理由】 これまでの実験において、一定規模のロボットについて十分な安全性が確認できたため(事故や特段のトラブル、ロボット自体の故障・不具合なし)、また特区エリア内においての走行リスク/危険性は極めて低く、安全な運用が可能である。 ・長期間の実験で、つくば市では実験の認知度が上がり、ロボットの現在走行について市民・周囲の通行者の有用性が極めて高くなっている。 ・今後、実験予定の公道実証ロボットを活用したまちづくり社会実験(シェアリング実験等)のために、保安委員なしでの実証実験が必要となるため、シェアリング実験の想定規模ロボットの50台、参加市民200人程度。 【代替措置】 ・特区内外十分な実証実験がある一定規模のロボットに限る(公道走行距離1,000km、提案実験者100名等) ・保安委員なしで提案する者、及びロボット実証実験推進協議会が責任をもって十分な提案トレーニングと安全のための遵守事項の教育を行い、ライセンスを付与する。安全に関するルールを逸脱した者からはライセンスを剥奪し、実験には参加させない。 ・走行エリア内の歩道において、どの場所にもどのようなリスクがあるかをまとめたリスクマップを作成し、トレーニング時は実験参加者全員に提供を差しし、その確認を行うトレーニングシステムを構築する(仮免許時の公道走行訓練のイメージ)。 ・事故などがおきたときにすぐに実験責任者へ連絡ができるよう、実験参加者には緊急連絡先を教え、携帯電話の保持を義務付ける。またロボットにも緊急連絡先を記載したプレートを取り付け、提案者以外も連絡できるようにする。	C	IV	「娯楽型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成24年11月2日閣議決定)により、後援表示措置要件及び種別方法について、新たな規制の特例措置(106-107)が実施されたこととなり、異なる規制緩和については、106-107に基づく実証実験の結果を踏まえた上で、改めて検討すべきである。 なお、保安委員の配置については、娯楽型移動支援ロボットの公道実証実験に事故が発生した場合等の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意喚起を実施するなど実証実験を安全に実施するため、実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準に含まれている。提案されている「代替措置」による安全対策等は、これらに対応したものはなく、保安委員に代わる安全対策とは認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、現状の特例措置が娯楽種と判別するものに必要と認め、地方自治体が転換したり原状を起しても、すぐにロボットがシャットダウンする機能も備えている。安全性や歩行者との視認性・加齢など考えているが、あとどれだけの規模や内容の実験を行うかという点も検討したい。娯楽型営業種と遊技型ロボットの適用化は政府の「日本再興戦略」における重点分野であり、我が国の競争力強化の観点からも早急に適用化に向けた実験を行う必要があるため、保安委員会設置基準の緩和を再考していただきたい(詳細別添付)	106-107以後、つくば市では、約1,490mを超える実験を行ってきたが、事故等が全く十分な実験ができたと考えている。ロボット自体もこれまで故障・不具合が、方向制御が転換したり原状を起しても、すぐにロボットがシャットダウンする機能も備えている。安全性や歩行者との視認性・加齢など考えているが、あとどれだけの規模や内容の実験を行うかという点も検討したい。娯楽型営業種と遊技型ロボットの適用化は政府の「日本再興戦略」における重点分野であり、我が国の競争力強化の観点からも早急に適用化に向けた実験を行う必要があるため、保安委員会設置基準の緩和を再考していただきたい(詳細別添付)															
010090	警察庁	電動式的小型車両の乗車定員の緩和	道路交通法(昭和35年法律第106号)第22条第1号	電動式的小型車両(ゴルフカー又はゴルフカート)のナンバーを取得しないことにより、小型特殊自動車(以下「小型特殊自動車」という)として分類されることとなる。当該車両(別添「事業内容」別添「特例」)は道路運送車両法第3条においての分類にも属していないが、小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条における小型特殊自動車「イ」の分類で国土交通大臣の指定する構造を有する自動車として位置づけ、ナンバーの取得を行いたい。また、以下の3点について規制緩和を要する。 ①小型特殊自動車の乗車定員については、道路交通法第22条において「1名」と規定されているが、当該車両が4人乗りであり、その設備もなされている。また走行スピードを時速15km以上出ないように設定することが出来ること、今後の福島市の走行ルートは山道ではない平坦な平地の走行であることから安全性は保たれていると考え、規制緩和を要する。(実験の走行速度は時速10km以下) ②道路運送車両法第3条道路運送車両の保安基準において、第4条第7号の車種については、高齢者等の交通弱者が簡単に乗り降りできる構造が必要であることと走行ルートには起伏のない平地が多く、乗車時間も短い等、スピードを出さない車から車種の危険を要する。 ③車種についても、取り付け可能な保安基準対応を行うため、安全性の確保は満たしていることから規制緩和を要する。特に、第4条第17号の車種(自転車)については、走行速度を時速15km以下に設定することが出来るため、安全面が確保されていると思われる。設置の緩和を要する。	電動式的小型車両(ゴルフカー又はゴルフカート)が公道を走ることができるよう、「小型特殊自動車」としてナンバーの取得を行いたい。 当該車両は小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条における小型特殊自動車「イ」の分類で国土交通大臣の指定する構造を有する自動車として位置づけ、ナンバーの取得を行いたい。また、以下の3点について規制緩和を要する。 ①小型特殊自動車の乗車定員については、道路交通法第22条において「1名」と規定されているが、当該車両が4人乗りであり、その設備もなされている。また走行スピードを時速15km以上出ないように設定することが出来ること、今後の福島市の走行ルートは山道ではない平坦な平地の走行であることから安全性は保たれていると考え、規制緩和を要する。(実験の走行速度は時速10km以下) ②道路運送車両法第3条道路運送車両の保安基準において、第4条第7号の車種については、高齢者等の交通弱者が簡単に乗り降りできる構造が必要であることと走行ルートには起伏のない平地が多く、乗車時間も短い等、スピードを出さない車から車種の危険を要する。 ③車種についても、取り付け可能な保安基準対応を行うため、安全性の確保は満たしていることから規制緩和を要する。特に、第4条第17号の車種(自転車)については、走行速度を時速15km以下に設定することが出来るため、安全面が確保されていると思われる。設置の緩和を要する。	電動式的小型車両(ゴルフカー又はゴルフカート)が公道を走ることができるよう、「小型特殊自動車」としてナンバーの取得を行いたい。 当該車両は小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条における小型特殊自動車「イ」の分類で国土交通大臣の指定する構造を有する自動車として位置づけ、ナンバーの取得を行いたい。また、以下の3点について規制緩和を要する。 ①小型特殊自動車の乗車定員については、道路交通法第22条において「1名」と規定されているが、当該車両が4人乗りであり、その設備もなされている。また走行スピードを時速15km以上出ないように設定することが出来ること、今後の福島市の走行ルートは山道ではない平坦な平地の走行であることから安全性は保たれていると考え、規制緩和を要する。(実験の走行速度は時速10km以下) ②道路運送車両法第3条道路運送車両の保安基準において、第4条第7号の車種については、高齢者等の交通弱者が簡単に乗り降りできる構造が必要であることと走行ルートには起伏のない平地が多く、乗車時間も短い等、スピードを出さない車から車種の危険を要する。 ③車種についても、取り付け可能な保安基準対応を行うため、安全性の確保は満たしていることから規制緩和を要する。特に、第4条第17号の車種(自転車)については、走行速度を時速15km以下に設定することが出来るため、安全面が確保されていると思われる。設置の緩和を要する。	E		検討要請のあった電動式的小型車両については、道路運送車両法上の小型特殊自動車に分類されたこととなる。 道路運送車両法第3条道路運送車両の保安基準において、第4条第7号の車種については、高齢者等の交通弱者が簡単に乗り降りできる構造が必要であることと走行ルートには起伏のない平地が多く、乗車時間も短い等、スピードを出さない車から車種の危険を要する。 ③車種についても、取り付け可能な保安基準対応を行うため、安全性の確保は満たしていることから規制緩和を要する。特に、第4条第17号の車種(自転車)については、走行速度を時速15km以下に設定することが出来るため、安全面が確保されていると思われる。設置の緩和を要する。	右の提案主体からの意見を踏まえ、現状の特例措置が娯楽種と判別するものに必要と認め、地方自治体が転換したり原状を起しても、すぐにロボットがシャットダウンする機能も備えている。安全性や歩行者との視認性・加齢など考えているが、あとどれだけの規模や内容の実験を行うかという点も検討したい。娯楽型営業種と遊技型ロボットの適用化は政府の「日本再興戦略」における重点分野であり、我が国の競争力強化の観点からも早急に適用化に向けた実験を行う必要があるため、保安委員会設置基準の緩和を再考していただきたい(詳細別添付)	要請した電動式的小型車両が、道路交通法・道路運送車両法上に普通自動車(軽自動車)として分類されたとして、当該電動式的小型車両での走行速度、走行速度(15km以下)等を規制した場合、道路交通法上での乗車定員を4名以下から6名以下に規制緩和が可能になるのか検討を頂きたい。															